にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度及び令和４年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{20}＝0.046

Q_{21}＝0.045
Q_{22}＝0.045
Q_{23}＝0.027
Q_{24}＝0.026
Q_{25}＝0.026
Q_{26}＝0.025
Q_{27}＝0.024
Q_{28}＝0.0241
Q_{29}＝0.0241
Q_{30}＝0.02364
$Q_{令元}$＝0.02337
$Q_{令2}$＝0.00200

$Q_{令3}$＝0.00325
$Q_{令4}$＝0.00550

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成22年度から令和４年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及

つてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{19}＝0.046
Q_{20}＝0.046

Q_{21}＝0.045
Q_{22}＝0.045
Q_{23}＝0.027
Q_{24}＝0.026
Q_{25}＝0.026
Q_{26}＝0.025
Q_{27}＝0.024
Q_{28}＝0.0241
Q_{29}＝0.0241
Q_{30}＝0.02364
$Q_{令元}$＝0.00125
$Q_{令2}$＝0.00200

$Q_{令3}$＝0.00325

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和３年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成22年度から令和３年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及